

## 令和4年度第3回立川市個人情報保護審議会議事録要旨

1 日時 令和4年10月19日(水) 午後1時30分～午後3時30分

2 場所 立川市役所2階 210会議室

### 3 次第

#### (1)届出関係諮問事項

①立川市クリーンセンターの一般廃棄物搬入受入業務の外部委託について  
【環境下水道部新清掃工場準備室】

②立川市クリーンセンター防犯カメラシステムの設置について  
【環境下水道部新清掃工場準備室】

③高校生等医療費助成事業の実施について  
【子ども家庭部子育て推進課】

④立川市建築行政管理システムの機器更新について  
【まちづくり部建築指導課】

⑤軽自動車税課税システムの改修について  
【財務部課税課】

⑥基幹系システム(軽自動車税システム)の改修について  
【財務部収納課】

⑦立川市生涯学習推進センターWeb会議システムを導入した会議や講座の実施  
について  
【教育部生涯学習推進センター】

(2)立川市個人情報の保護に関する法律施行条例及び立川市個人情報保護審査会  
条例の新規制定について

(3)その他

### 4 出席者

(1) 委員

齊藤会長、入谷副会長、神宮委員、梶委員及び福原委員

(2) 職員

[諮問実施機関]

諮問事項①：新清掃工場準備室長、設備係長及び同係主任

諮問事項②：同上

諮問事項③：子育て推進課長及び手当・医療費給付係長

諮問事項④：建築指導課長、庶務係長及び同係主任

諮問事項⑤：課税課長及び諸税係主事

諮問事項⑥：収納課長、管理係長及び同係主任

諮問事項⑦：生涯学習推進センター長、幸学習館係長及び西砂学習館係長

[事務局]

文書法政課長、情報公関係長及び同係主任

## 5 議 事

### (1) 届出関係諮問事項（諮問実施機関からの説明は、資料に基づくものである）

#### 諮問事項①：（環境下水道部新清掃工場準備室）

##### 【諮問の概要】

DBO事業（設計、建設及び運営を民間事業者に一括して委託する事業）により運営を開始する立川市クリーンセンター（新清掃工場）の一般廃棄物搬入受入業務を令和4年11月から令和5年2月までは施設整備業者に、令和5年3月からは運営業務委託業者に外部委託するもの

##### 【審議内容】

《書類の保管期間と処分方法について》

○申請書等は施錠したキャビネットに7年間保管し、廃棄処分については文書規程に基づきマル秘書類として処理する。

《個人情報保護の業務手順について》

○運営業務委託契約書第72条に秘密の保持等に関する規定があり、立川市個人情報保護条例を遵守するように定めている。

○（委員）条例遵守だけでは漠然としており、具体的な実施手順が分からないのではないか？

○整備運営事業受入マニュアルの2.5終業の箇所に「引き渡しの方法や金庫への保管等」を記載している。

○（委員）事務処理手順全体の流れを記したものはないのか？

○委託業者用の整備運営事業受入マニュアルはあるが、職員用の事務処理マニユ

アルについては今後業務基準書のなかで作成していく。

- （委員）日々受け付けた申請書はそのつど市に引き渡されるのか？
- 申請書は毎日、業務終了後に委託業者から市職員に引き渡されるが、土曜日や日曜日は委託業者が金庫で保管し、月曜日に市職員へ引き渡す。
- （委員）委託業者が紙媒体を持ち歩くことの安全上の問題はないのか？
- 委託業者は現金を金庫に収納するので、紙媒体も金庫に収納するようにしたい。
- （委員）業務仕様書には委託業者の管理方法について明記して欲しい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、業務仕様書には委託業者の管理方法や事務処理手順について具体的に記載すること。

### 諮問事項②：（環境下水道部新清掃工場準備室）

#### 【諮問の概要】

令和4年11月から一般廃棄物の受入れを開始する立川市クリーンセンター（新清掃工場）における不法投棄、不法侵入等の犯罪の抑制及び展示物の警備を目的に防犯カメラ17台を設置し、その映像を録画装置に接続し録画するもの

#### 【審議内容】

《画像の閲覧場所について》

- 画像は工場棟の中央管理室と管理棟の事務室で常時見ることができる。関係者以外は入室できない。

《防犯カメラと録画装置の接続について》

- 専用回線で施設内のネットワークにつないでいる。
- （委員）防犯カメラ選定にあたっては、セキュリティ基準の高いものを薦める。

《17台設置する必要性について》

- この施設は発電所という位置付けになっているため、経済産業省からは防犯対策を行うように指導されていて、まずは施設周辺、次に施設内の防犯対策を行っていることから設置台数が多くなっている。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、防犯カメラの選定にあたっては、セキュリティ基準の高い製品を推薦する。

### 諮問事項③：（子ども家庭部子育て推進課）

#### 【諮問の概要】

東京都が高校生等医療費助成事業実施要綱（令和4年6月30日4福保保助第

436号福祉保健局長決定)に基づき令和5年4月から高校生等を養育している者等に対して、高校生等に係る医療費の一部を助成することに伴い市において事業を開始するに当たり、新高校1年生については義務教育就学児医療費助成システムから高校生等医療費助成システムへデータを移行し、新高校2年生及び3年生については申請に基づき支給対象児童及び所得確認を行うこととなり、住民基本台帳及び税情報を目的外利用して事業を実施するもの

#### 【審議内容】

《申請書等の管理について》

○申請書等は専用ファイルで管理し、施錠できるキャビネット及び書庫にて5年間の保管後、廃棄処分する。

《対象者数について》

○所得制限は標準世帯で960万円となり、対象者数は5,000人中の3,500人程度となる。

《導入自治体について》

○多摩地区では2市が先行して実施し、区部でもいくつかの区が先行して実施している。令和5年度からは東京都が補助制度として開始するので、ほとんどの区市が実施する。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

#### 諮問事項④：(まちづくり部建築指導課)

##### 【諮問の概要】

立川市建築行政管理システムの機器リースが令和5年8月末で満了になることに伴い、機器入れ替えにあたってサーバー機内の個人情報抽出、運搬等のデータ移行作業をシステム保守業者に委託するもの

##### 【審議内容】

《公文書公開請求がシステムに入力されることについて》

○情報公開条例に基づく公文書公開請求について、建築行政管理システムに記録している。

○(委員) 他の部課でも同様に入力しているのか？

○(事務局) 公文書公開請求に関しては文書管理システムで起案するので、自課のシステムに入力するというのは一般的ではない。

- （委員）自課のシステムに記録する必要性はあるのか？
- 公文書公開請求の件数が多く事務処理が煩雑になったため、平成30年度から建築行政管理システムに記録して書類作成の効率化を図っている。データも文書規程に基づき5年で削除している。
- （事務局）建築基準法第42条第2項に規定する道路（幅員が4m未満の道路）の図面（指定道路調書）は3階の市政情報コーナーで一般に公開しているが、図面作成時に測量した基準点や中心線に関する座標値は公開していない。その座標値を記した図面が欲しい場合は、公文書公開請求の手続きをとっている。
- 建築基準法で定めている図面は一般に公開しているが、建築基準法で定めていない座標値は一般に公開していない。
- （委員）建築基準法に関するデータは長期保存となるが、公文書公開請求に関するデータが文書規程に基づき5年でしっかりと削除されるのであれば問題はないと思う。

《データ廃棄の取り扱いについて》

- リース会社とシステム保守委託業者でデータ廃棄の取り扱いに違いがあるのは、システム保守委託業者は今後も引き続き個人情報を取り扱うこととなり、リムーバブルディスクを破壊したとしてもあまり意味を為さないので、保守委託契約のなかで情報漏えい等がないようにしっかりと制限をかけている。一方、リース会社は入札ごとに代わることが多いので、ハードディスクを物理的に破壊することとした。
- （委員）保守委託契約で制限をかけるだけでなく、リムーバブルディスクは市が管理し、必要なときにシステム保守委託業者に貸し出す等の方策を取って欲しい。

○情報漏えい等がないように二重三重の方策を講じるように考えてみる。

《リース契約期間について》

- 通常5年経過するとシステムが陳腐化し部品もなくなるので、リース契約の更新が必要となる。

**【審議結果】** 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、公文書公開請求に関するデータは5年で削除すること。また、システム保守委託業者へのデータ借用に際しては情報漏えい等がないようにできる限りの措置を講じること。

## 諮問事項⑤：(財務部課税課)

### 【諮問の概要】

令和3年度税制改正大綱(令和2年12月21日閣議決定)において、軽自動車税関係手続きのオンライン化が明記され、令和5年1月から納税義務者が軽自動車ワンストップサービスを利用して電子申告した情報(軽自動車税環境性能割・軽自動車税種別割)及び自動車検査証を、市区町村は地方税共同機構が運営する軽自動車ワンストップサービス連携システム(軽OSS連携システム)からダウンロードすることができるようになり、ダウンロードしたデータを受領、処理できるように軽自動車税課税システムを改修するもの

### 【審議内容】

《USBメモリーの管理について》

○市で管理している。鍵のかかるキャビネットに保管し、貸出簿をつけて管理している。

○(委員)データの削除はしっかりと確認して欲しい。

○わかりました。

【審議結果】諮問どおり進めて差し支えない。ただし、USBメモリーのデータ削除はしっかりと確認すること。

## 諮問事項⑥：(財務部収納課)

### 【諮問の概要】

令和3年度税制改正大綱(令和2年12月21日閣議決定)において、軽自動車税関係手続きのオンライン化が明記され、令和5年1月から軽自動車の継続検査(車検)時における種別割の納付の有無の事実確認について、市区町村が地方税共同機構の運営する軽自動車税納付確認システム(軽JNK S)にアップロードした納付情報(納税証明)を、軽自動車検査協会(検査事務所)が納付状況を照会することができるようになり、そのデータ作成のため基幹系システム(軽自動車税システム)を改修するもの

### 【審議内容】

《届出書の記録項目の財産状況について》

○軽自動車の保有を財産状況として記載している。

【審議結果】諮問どおり進めて差し支えない。

## 諮問事項⑦：(教育部生涯学習推進センター)

### 【諮問の概要】

身体的な理由や育児中等の理由により、地域学習館への来館が困難な方に学習機会を提供する方策として、令和4年11月から利用規約や実施手順を定めてWeb会議システムを導入して会議や講座を実施するもの

### 【審議内容】

《Wi-Fi 利用について》

○Wi-Fi にて遠隔でも講座を受講できるようにしたい。

《録画データの保管期間について》

○事業報告書作成後は、すぐに削除する。

《講座の録画について》

○録画しないことのほうが多いが、著名な講師などの講座を録画するときには参加者の承諾を取ってから録画する。

○講師の了解を得た場合、オンラインで講座を発信し、ウェブ上でいつでも学習できる利点がある。

○(委員) 講座で質問したことが録画されていて、いつまでも残ることに違和感を覚える参加者もいるのではないか。

○ご指摘の通りで、講義の部分は録画するが、参加者からの質問の部分は録画しないという方法にしたい。

《実施手順について》

○(委員) 利用目的や目的外利用についての記載があるが、具体的に記載しないと実効性を確保できない。

○(委員) 利用目的は事業報告書作成等のためと記載したほうが良い。

○(委員) 記録のための同意と公開のための同意は別なので、別途同意を取ることを明記して欲しい。

○ご指摘をいただいた内容を実施手順に反映させるようにしたい。

《申込み方法について》

○申込者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等は電話にて収集する。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、講座の録画内容、利用目的及び同意方法等については実施手順に明記すること。

## (2) 立川市個人情報の保護に関する法律施行条例及び立川市個人情報保護審査会 条例の新規制定について

事務局から資料に基づく説明があり、その後委員から質問や意見があった。

### 【質疑応答】

- （委員） 今後は文書法政課が各課を管理することになるのか？
- 国からのガイドラインに基づいて管理することになるが、文書法政課が第三者機関のように審査できるかどうかは難しい。
- （会長） 審議会の意見に強制力はなかったが、中立的な立場で意見を言う場がなくなってしまうのはどうなのか？
- （事務局） 立川市はこれまで個人情報の保護を中心に行政運営を行ってきたが、法改正によって国が一律に基準を定めたことに不安を感じる市議会議員がいる。一方で各自治体の個人情報保護条例に統一性がないために、新型コロナウイルス感染症まん延救済の給付金のときに迅速に給付できなかったこともあり、国は個人情報の保護だけでなく利活用の推進も考えて法改正を行った経緯がある。今後、必ず専門的な知見に基づく意見をいただく機会があるので、そのときは諮問させていただきたいと考えている。

## (3) その他

### 令和4年度第4回開催予定について

日 時	令和5年1月18日（水）午後1時30分～
場 所	立川市役所 210 会議室
内 容	届出関係諮問事項審議等